

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 契約業務名

寝屋川流域下水道 長吉ポンプ場外 テレメータ設備撤去工事

### 2 随意契約理由

本工事は、長吉ポンプ場、寝屋川水系改修工営所及び巽橋水位観測局に設置されているテレメータ設備の撤去工事を行うものです。

昭和 58 年 6 月 1 日付けで寝屋川水系改修工営所との間で締結された「平野川分水路排水機場及び長吉ポンプ場の運転に関する覚書」に基づき、本設備を長吉ポンプ場外に設置し運用してきました。しかし、平成 26 年度にポンプ運転調整のルールが定められ、本設備は不要となりました。

本設備は、株式会社安川電機が設計・製作したものであり、本業務を実施するには、設計・製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び熟練した技術者の確保が必要であり、他社では実施できないものであります。

また、株式会社安川電機の社会システム事業は令和 3 年度に安川オートメーション・ドライブ株式会社に事業継承されました。

以上のことから、本業務を実施できるのは安川オートメーション・ドライブ株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、同社大阪支店と随意契約を締結するものです。

### 3 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第 62 条及び同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。